

増毛町小型風力発電施設（50kw未満）設置に係るガイドライン

平成29年12月1日制定

1 目的

本ガイドラインは、増毛町において発電規模が50kw未満の小型風力発電施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「小型風力発電施設等」という。）を設置するにあたり、住民生活への影響や環境保全及び景観形成などの観点から、小型風力発電施設等を設置しようとする者（以下「事業者」という。）が自主的に遵守する事項を定めるものとする。

2 対象

(1) 対象施設

増毛町における小型風力発電施設等の新設、増設又は改修（以下「建設等」という。）を対象とする。ただし、売電を主目的としない公的なものは対象外とする。

(2) 対象地域

町内全域とする。ただし、町民の暮らしの安全・安心及び健康被害、騒音問題、景観保全等の観点から住宅地周辺への建設は避けること。

3 建設にあたっての基準

(1) 住宅等との距離

原則、住宅（学校、保育所、病院、福祉施設等、住民が利用する施設を含む。以下「住宅等」という。）から、設置しようとする小型風力発電施設等の風車の最大高の7倍以内の場所には建設等をしないこと。ただし、これらの住宅等の居住者及び利用者の合意が得られた場合はこの限りではない。

(2) 騒音

最も近い住宅等において、騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準値内（昼間55dB以下、夜間45dB以下）とすること。

(3) 低周波音

環境省「低周波音問題対応への手引書」に基づき調査対応を行うこと。

(4) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(5) 自然環境

建設等による動植物への影響を可能な限り回避するように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(6) 景観

小型風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとし、景観等を著しく阻害する場合は必要な措置を講ずるものとする。また、小型風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。

(7) 光害

小型風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物へ影響を及ぼさないように必要な措置を講ずること。

(8) その他

道路法、農地法、海岸法、森林法、自然環境保全法、文化財保護法など、関連する法律の定めを遵守するとともに、関係機関や近隣の自治会と事前協議を十分行うこと。また、建設等にあたり、住民等から事業者へ申入れ等があった場合は、申し入れ事項について誠意をもって対応するとともに、その内容を増毛町へ報告すること。